長野県上伊那広域水道用水企業団職員自家用車の公務使用取扱要綱

平成2年5月14日 通 達 第 1 号

改正 平成9年3月27日通達第2号

改正 平成22年3月8日通達第2号

第1 趣旨

この要綱は、職員が自家用車(当該職員が所有する自動車(原動機付自転車を含む。)をいう。以下同じ。)を公務に使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

第2 公務使用の承認

自家用車を公務に使用しようとする職員は、公務使用自家用車届出書(様式第1号)により、企業長に届けなければならない。届出事項に変更があったときも、また同様とする。

2 職員は、自家用車を公務に使用しようとするときは、その都度、旅行命令票によ り承認を受けなければならない。

第3 承認基準

旅行命令権者は、第2第2項による承認を求められたときは、次の各号のいずれ かに該当する場合に承認できるものとする。

- (1) 災害その他緊急を要する場合
- (2) 通常利用できる交通機関の運行密度が極めて低い場合
- (3) 公用車の使用が不可能等の場合
- (4) その他所属長が特に必要があると認めた場合
- 2 旅行命令権者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合 は、承認しないものとする。
 - (1) 職員の心身の状態が運転に不適当な状態にある場合
 - (2) 職員が運転免許を取得してから1年を経過していない場合
 - (3) 職員の運転経験が浅く、技術等が未熟である場合
 - (4) 職員が交通法規に違反して罰金刑を受けてから1年を経過していない場合
 - (5) 当該自家用車について、対人損害賠償額並びに対物損害賠償額が無制限である 自動車共済(以下「任意保険」という。) 契約を締結してない場合
 - (6) 1日の走行距離が 200km(県内を除く。)又は1日の運転時間が5時間を超える場合
 - (7) その他自家用車の整備点検等道路交通に関する法令の定める基準を満たしていない場合

第4 旅費及び実費弁償

旅費及び実費弁償は、長野県上伊那広域水道用水企業団旅費規程(昭和55年規程第7号)の規定によるものとし、借上料は、支給しないものとする。

第5 損害賠償責任等

公務使用車が交通事故を起こした場合における損害賠償等については、次による

ものとする。

- (1) 第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する損害賠償は、公用車の取扱いの例による。この場合において、企業団は、当該自家用車に係る自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による責任保険(責任共済を含む。)及び任意保険の保険金の請求権を代位取得するものとする。
- (2) 公務使用車がき損した場合、その修繕に要する経費相当額は、企業団が負担する。
- 2 公務使用車が交通事故以外で第三者の責による損害を受け、当該損害の賠償を受けることができないことを立証した場合においては、前項第2号の規定の例による。
- 3 前2項の場合において、当該職員に故意又は重大な過失があるときは、企業団は、 当該職員に対して求償することができる。

附則

この要綱は、平成2年5月15日から施行する。 附 則(平成9年3月27日通達第2号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 附 則 (平成22年3月8日通達第2号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式(省略)